平成２２年（フ）第３５１号
大阪府枚方市樋之上町９番６―404号
債務者　馬﨑マチ子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５４号
大阪府八尾市東町６丁目170番地
債務者　金澤　輝夫
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７９号
大阪府高槻市芝生町２丁目63番７号
債務者　井河原　勇
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２９号
大阪府箕面市萱野１丁目２番３号
債務者　藤野美喜子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３６号
大阪市東住吉区照ヶ丘矢田３丁目６番10号
カーサ照ヶ丘１　301号
債務者　丹羽　正勝
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４３号
大阪市城東区今福東２丁目13番６号
債務者　アノンこと　濱口　敬子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４４号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　水島　清誠
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４９号
大阪府八尾市南亀井町２丁目３番43号　ハイツタナカ１・202号
債務者　若林　久二
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５６号
大阪市鶴見区緑１丁目11番12―205号
債務者　田中　　一
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５９号
大阪府守口市南寺方東通２丁目13番４号
債務者　野竿　　朗
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６０号
大阪府高槻市真上町２丁目12番25―711号
債務者　佐藤　又志
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９７号
兵庫県西宮市小曽根町３丁目１番31―305号、前住所兵庫県西宮市小松南町３丁目４番13―610号
債務者　村上　　篤
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１７１号
兵庫県尼崎市浜田町３丁目57番地浜田センターハイツ204
債務者　大久保鉄工所こと　大久保良二
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目１番２―201号
債務者　柳田　博子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３４号
兵庫県尼崎市水堂町１丁目８番８―203号
債務者　西谷　節夫
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３８号
兵庫県尼崎市西難波町２丁目15番５号　ルネシャイン302
債務者　秋田いづみ
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２６４号
宮城県遠田郡涌谷町太田字新地247番地１
債務者　加藤千鶴子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２７５号
宮城県栗原市花山字本沢松田128番地４
債務者　狩野　徳子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係